

横手市木造住宅耐震診断支援事業

地震による木造住宅の倒壊等による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、木造住宅の耐震診断に係る費用の一部を負担します。



1 事業の概要について

(1) 支援対象となる「住宅」

次のすべての要件にあてはまる住宅を対象とします。

- ・横手市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工され、居住の用に供している木造戸建住宅（平成12年5月31日までに着工した一定規模以下の増築は認める）であること。
- ・併用住宅の場合は、併用部分の床面積が延べ面積の1/2未満であること。
- ・構造が在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法のいずれかであること。
- ・過去に補助金の交付を受けて耐震診断を実施していないこと。

(2) 支援対象者

次のすべての要件を満たしている者を対象とします。

- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・所有者及び同一世帯に属する者が、本市の市税を滞納していないこと。
- ・貸家にあっては、借家人の同意が得られたものであること。

(3) 耐震診断

耐震診断士を派遣し、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に掲載されている「一般診断法」により、木造住宅の地震に対する安全性を診断し、評価します。耐震診断士は、秋田県知事により「秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度」により登録を受けた建築士を派遣します。

(4) 負担金の額

自己負担額として、1万円を申請者に負担していただくことになります。自己負担額の支払いは、耐震診断士から配布される振込用紙にて振込をお願いします。

2 申込期間について

令和4年4月18日(月)～令和4年10月31日(月)

3 受付戸数について

7戸（先着順となりますので、受付戸数に達した場合は申込期間内であっても、受付を締切る場合があります。）

4 事前相談について

申し込み前に、事前相談が必要です。

【相談先】横手市建設部建築住宅課 指導係 電話：0182-35-2224

5 申請先について

申請する際は、耐震診断支援事業申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し、横手市建設部建築住宅課までお持ちください。

- ・対象住宅の着工時期が確認できる書類
（建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書などの公的書類）
- ・固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- ・申請者及び同一世帯に属する者の納税証明書又は非課税証明書
- ・対象住宅に借家人がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書の写し
- ・対象住宅に複数の所有者がいる場合は、耐震診断の実施に係る同意書の写し
- ・案内図
- ・その他市長が必要と認める書類（委任状、個人情報確認同意書等）

6 診断結果について

耐震診断支援事業結果通知書（様式第5号）にて、耐震診断の結果を通知します。

一般診断法では下の表のように上部構造評点により4段階で評価されます。この数値がより小さいほど耐震性がなく危険であることとなります。

上部構造評点	判定	備考
1.5以上	倒壊しない	◎ 安全ですが点検を行いましょう
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	○ より安全にするために点検補修しまししょう
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	△ 補強工事を行い1.0以上にしまししょう
0.7未満	倒壊する可能性が高い	× 補強工事を行い1.0以上にしまししょう

上部構造評点1.0未満（倒壊する可能性がある・倒壊する可能性が高い）を1.0以上にするための耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事の補助金の交付を受けることができます。

また、上部構造評点が0.7未満の場合は、耐震改修工事又は耐震改築補助金の交付を選択する事ができます。

お問い合わせ先

横手市建設部 建築住宅課

電話：0182-35-2224